

# 県域水道一体化 調査特別委員会

令和5年5月2日

葛城市議会

## 県域水道一体化調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和5年5月2日(火) 午後1時30分 開会  
午後3時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	谷原	一安
委員	横井	晶行
〃	柴田	三乃
〃	坂本	剛司
〃	杉本	訓規
〃	奥本	佳史
〃	松林	謙司
〃	増田	順弘

欠席した委員 委員 西井 覚

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本	洪珪
議員	西川	善浩
〃	吉村	始

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
上下水道部長	井邑	陽一
水道課長	福森	伸好
〃 補佐	稲田	恭一
〃 補佐	増田	智宏
〃 補佐	西川	基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋	行則
書記	新澤	明子
〃	福原	有美

## 7. 調査案件

- (1) 水道事業に関する事項について

開 会 午後1時30分

藤井本委員長 皆さん、こんにちは。ゴールデンウィーク真ただ中、県域水道一体化調査特別委員会、招集させていただきまして、ご出席いただきありがとうございます。本当にゴールデンウィーク、明日は4年ぶりになるんですか、公園まつりという中で、本当に天候もよく、その中での会議となりました。それだけ世の中が動き出してきたのかなと、市長はじめ理事者側も、また議員の皆様方もお忙しくなり、今日の日になったということについてはお許しただいて、また、活発なご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化調査特別委員会を開会いたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立をいただき、マイクを近づけてマスクを着用したまま発言されるようお願いいたします。葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っています。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員外議員のご紹介をいたします。吉村議員、西川議員です。

それでは、これより調査案件に入ります。

調査案件（1）水道事業に関する事項についてを議題といたします。

昨年12月16日に、本委員会において、市長が県域水道一体化には参加しないで市の単独経営を選択すると表明されました。このとき以降、県域水道一体化調査特別委員会は開催していないわけでございます。単独経営を選択されたことに対し、議会としては、議決するということはできませんでした。そのこともあり、市長が単独経営を選択されるという表明の後、委員一人一人のご意見をお聞きして、大きな反対意見などはなかったというふうに記憶しておるところでございます。昨年12月16日の県域水道一体化調査特別委員会で、市の方向性が決まったことから、この県域水道一体化調査特別委員会についても、まとめ、いわゆる最終段階に入っております。本日はそのことを踏まえ、水道事業の方向性については最後の委員会審査としたいと考えておりますので、皆様もご了承をお願いいたします。

それでは、本日の県域水道一体化調査特別委員会の審査内容について説明をさせていただきます。

まず最初に、市長が単独経営を選択した理由について、12月16日にお話をさせていただきましたが、本日改めて単独経営を選択した理由について、担当課から資料を基に説明をしていただきます。その報告を受け、各委員から質疑をしていただくわけですが、選択理由についての質問に加え、今まで本委員会で調査してきました内容を基に、単独経営するに当たっての危険性、いわゆるリスクについても理事者側に投げかけていただきますようお願いいたします。

理事者側につきましては、委員からの意見について、回答できるものについては回答していただき、安心安全、また安定給水を目指す上で、今後の課題として改定を予定しております水道ビジョンに反映していただきますようお願いいたします。

それでは、単独経営を選択されました理由及び水道ビジョン改定業務について、説明を願

うことにいたします。

福森水道課長。

**福森水道課長** 上下水道部水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいたします。まず、資料の確認だけお願いしたいと思います。

まず、資料1、葛城市水道事業についてということで、A4横、9ページになっております。続きまして、資料2、水道ビジョン改定業務につきましてです。これはA4縦、5ページとなっております。最後に、資料3、水源種別及び計画取水量、これはA4縦1ページとなっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、1番目の葛城市水道事業について説明をさせていただきます。では、資料1を用意願います。

表紙、1枚をめくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。県域水道一体化について、葛城市の方針。葛城市が県域水道一体化に参加すべきかの方針について、これまで様々な角度から検討させていただいた結果、奈良県広域水道企業団には参加せず、単独経営を継続させていただくことといたしました。

葛城市の水道事業は、新庄町、當麻町の水道事業の創設当初の時代から、取水地域のご協力を得て、ため池を水源として利用してきた歴史がございます。地域の皆様方のご努力により、現在もため池が維持され続けてきた結果、県内で一番安価な水道料金で提供できており、非常に特殊な形態でもあり、葛城市の文化とも言えるものだと考えております。取水地域の皆様方に心から感謝を申し上げます。

一体化に参加した場合は、市内に3つの浄水場は廃止されていくことになり、貴重な水源も水道水として使われなくなってしまい、また、私にとっても、市民にとっても大きな喪失感を覚えるものとなります。一方、県域水道一体化の目的である、将来にわたって安全・安心な水道水を持続的に供給するためには、水道施設の老朽化対策を着実に推進することが何より大切なことだと感じております。その手法として、市町村が個別に単独で経営するのではなく、市町村の枠組みを超えて企業団として経営するという手法は、1つの選択肢でございました。

2ページ目をお願いします。ただし、「葛城市の文化とも言えます自己水源を残していきたいという思い」、「従来どおりに、身近な場所からきめ細やかな住民サービスを今後も続けていきたいという思い」、「市に水道事業の経営権が残り、市で水道料金も含め、決定することができることにより、葛城市独自のまちづくりに活かしていきたいという思い」、「一体化に参加せず、単独経営を継続した場合でも経営を続けられる可能性があること」など、様々な思いからこの判断に至りました。

単独経営を継続する道は、簡単な道ではありません。克服しなければならない様々な課題があることも重々承知しております。例えば、一体化に参加した場合においてのみ料金の値上げがされるのではなく、単独経営を続ける場合においても、管路の更新や浄水場の更新に多額の投資が必要となること。水質に対応するための処理施設を整備する必要があり、市独自で対応する必要があることから、市民の皆様料金の値上げをお願いせざるを得ない状況

にもなります。また、将来にわたって葛城市が単独経営を続けた場合は、企業団に参加した場合と比べ、安価な水道料金が約束されているわけではありませんが、これからの企業努力によって企業団参加より低料金にできる可能性があります。

3ページをお願いいたします。葛城市は、自己水源を活用し、県内で一番安価な料金となっており、これからも自己水源を活用することで、ほかの自治体とは異なり、単独経営か水道一体化に参加のどちらの選択も可能な唯一の自治体であり、どちらを選んでも間違いではないと感じております。そうであれば、葛城市の水道事業を存続させ、単独経営を継続することにチャレンジをしたいと考えます。

以上のことから、奈良県広域水道企業団には参加せず、単独経営を継続するという選択肢に至りましたことをご報告させていただきます。

次に4ページをお願いします。次に、単独経営を選択した理由でございます。1番、水源。葛城市の水道は、年間450万立方メートルの給水をしています。水源は、ため池及び奈良県営水道からの浄水受水で構成されており、その比率、自己水源（ため池等）では約70%から80%、奈良県営水道で約20%から30%となっています。取水地区の協力を得て、良質で安価な自己水源を多く利用することにより、今後も低料金での供給が可能であること。2番、主要施設・管路。市の計画（水道ビジョン等）に基づき、施設改修及び管路更新が可能であること。

5ページをお願いいたします。3番、業務運営。①従来どおりのきめ細やかな住民サービスを提供できること。②市に経営権が残り、独自のまちづくりが可能であること。4番、水道料金。下記の4項目により低料金にできる可能性があります。①新たに自己水源を確保すること。②市で供給単価増の際の時期、上昇率の裁量などにより、水道料金を決定できること。③浄水場の統廃合を含めた投資額の抑制。④人口増及び企業誘致により給水収益を増やすこと。

次に、6ページをお願いいたします。今後の課題と検討すべきことであります。本年度から、策定する水道ビジョン（新規水源開発調査検討業務、基本計画策定業務、水道ビジョン策定業務）に基づき、事業を進めます。1番、安心・安全のための老朽化対策等。①管路の更新。現状の2億円程度の管路更新を同等以上に確保していく必要があります。②浄水場の建替え。土木建築物の耐用年数が60年とされている中、3浄水場は45年から53年の年数が経過しており、更新費用は、1つの浄水場当たり約30億円程度かかる見込みです。③季節的な原水水質の変動等への対応。水質について、トリクロロ酢酸の数値やカビ臭が高まることの解消のための施設の整備について検討します。

7ページをお願いいたします。2番、料金値上げの緩和。将来にわたり安心・安全な水を持続的に確保するためにも、老朽化対策は必要であり、今後、料金値上げをお願いする必要があるものの、市としても以下について検討します。①自己水源の更なる確保。自己水源を更に確保することの検討をいたします。現在の取水池から取水量を増やすこと。新たな取水水源等。②浄水場の建替え時期、あり方。老朽化度合いを見ながら浄水場の建替え時期を検討します。また、建替えの際には、統廃合の可能性などの検討をします。3番、技術者不足の

解消。①職員の確保。将来を見据え、技術職をはじめとした職員の確保に取り組みます。

最後の9ページにつきましては、現在の葛城市の水道施設の浄水場、配水池、取水池の配置図となっております。

以上で1つ目の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**藤井本委員長** 次の資料の説明も、どうしますか。

**井邑上下水道部長** このまま引き続き、2番、3番とやらせていただいているいいですか。

**藤井本委員長** そのほうが委員にとっても質疑がしやすいと思うんです。それでお願いできますか。  
福森課長。

**福森水道課長** それでは、資料2をお願いします。それでは、続きまして、資料2の水道ビジョン改定業務の内容について説明をさせていただきます。資料2を用意いたします。

業務の目的。葛城市は、旧新庄町の水道事業として昭和23年に水道布設の認可を受け、その後、旧當麻町との合併を経て、現在は計画給水人口3万5,500人、計画一日最大給水量、日に1万9,300立方メートルとして水道事業経営を行っています。

葛城市水道事業は飲料水の確保に苦慮してきた歴史があり、近年においても、深井戸の取水量の減少に伴い、ため池へと水源を求めることで安定した水供給に努めているところであります。

そのほかにも、水道施設の老朽化、熟練職員から若手職員への技術の継承、将来の給水人口に伴う給水収益の減少等課題が山積であることから、葛城市水道ビジョンを平成23年3月に策定し、平成31年3月には経営戦略と共に見直しを行いました。

また、現在、奈良県内では、県内水道事業の経営基盤を強化するために、令和7年4月の県域水道一体化に向けて進められている中で、葛城市水道事業としても、令和3年1月に水道事業等の統合に向けた覚書を締結し、統合に向けた協議を進めてきました。しかし、統合により、市内3浄水場が廃止され、貴重な水源を失うこと、身近な場所からきめ細やかな住民サービスの継続、単独経営を継続した場合でも経営を続けられる可能性があること等により、令和4年12月に一体化への参加を見送ることを決定いたしました。

この決定に伴い、今後も葛城市水道事業は単独経営を継続しながら水道施設の更新を進めて行くことになり、将来的な水道料金への影響を極力抑えるためには、存続する施設の選定や管路更新の優先順位など、中長期的な視点で今後の施設整備のあり方を十分整理し、その結果をもとに水道事業経営が持続可能なものとなることを水道ビジョンとして取りまとめ、広く水道利用者への公表をしていかなければなりません。そこで、本業務は、最終的に水道ビジョンを策定することを目的とするが、その前段として、新規水源開発の可能性について検討・策定することも目的とします。

続きまして、業務内容に移ります。令和5年度、1年目になります。①として、新規水源開発調査検討業務。葛城市における水道水源について、既往資料等をもとに想定される新規水源開発方策の適用性を検討し、今後の効果的な水資源開発の方向性を把握する。なお、検討する水源開発方策はハード対策となる河川、地下水、溜池活用、既得水利の振替などの水道用水の供給量を確保する方策と、ソフト対策となる節水対策などの方策の適用性について

検討し、総合的な水資源開発計画に資する基礎資料を作成する。A、水資源施設の現状と課題把握。B、新規水源開発に関する基礎資料の整理。C、新規水源開発方策の適用性検討。D、今後の調査検討方針の設定。

次に、②水道事業基礎調査。A、基本方針の策定。1番目の丸が現状の把握。2番目の丸が業務指標（P I）算定。これにつきましては、事業を客観的な数値で示し、様々な角度から分析するための手段です。3番目の丸、水需要予測。4番目の丸が事業の分析・評価・課題の抽出となっております。

次に、（ア）機能診断。それから（イ）管路の評価。それから（ウ）施設面の課題の抽出。次の丸として、アセットマネジメントの算定。（ア）更新需要。（イ）財政収支となっております。

次に、令和6年度、2年目の（ウ）基本計画策定業務。これにつきましては、本市の今後の施設整備等のあり方について、基本計画を策定することになります。

基本事項の決定。基本方針の策定に検討した施設整備課題や長期見通しを基に、本計画における計画年次、計画給水区域、計画給水人口、計画給水量といった基本事項を決定する。

（ア）計画年次。それから、（イ）計画給水区域。（ウ）計画給水人口・給水量。

次の丸、整備内容の決定。これにつきましては、個別計画として施設整備計画、管路更新計画、それから耐震化計画、財政計画等となっております。（ア）整備案の抽出。（イ）整備案の作成。（エ）2時間設計のV Eの実施、これにつきましては、略として、バリューエンジニアリングの略で、水道施設整備計画策定業務等を専門的な観点から速やかに業務を遂行する技術者の配置となっております。（オ）として、基本計画書の取りまとめ。次に、③アセットマネジメントについて（参考）として記載されておりますが、参考資料として内容確認をお願いしまして、説明は割愛させていただきます。

4ページをお願いします。令和7年度、3年目、④水道事業ビジョンの改定業務についてです。A、新規水資源開発調査検討業務から基本計画策定業務（水道事業基礎調査）の検討結果を踏まえ、本市水道事業の目指す方向性を利用者へ公表するため、ビジョンとして取りまとめることとなっております。

B、現況・将来見通しの把握と目標設定。1つ目の丸、水道事業の現状評価と課題。2つ目の丸、地域の水道の理想像と目標設定。それから、C、推進する実現方策。問題・課題の解決や将来像・目標の達成に向けて、考えられる施策や具体的な取組を抽出し、優先度、実行可能性などの面から年次スケジュールなどについて検討する。なお、検討に当たっては、厚生労働省の新水道ビジョンに示されている重点的な実現方策に留意することとなっております。

次に、Dの検討の進め方とフォローアップになります。5ページをお願いいたします。策定したビジョンについて、P D C Aサイクル、計画の策定がプラン、事業の推進がドゥー、それから進捗状況の確認、目標達成状況の確認としてチェック、事後の評価、顧客満足度の把握、改善の検討でアクト、未達成目標の対処による今後の推進方法を検討する。検討に当たっては、内部の進捗管理に用いる指標、水道使用者へのサービス水準を公表するための指



標を使い分けるなど、より実効性のある検証方法などについて検討する。

最後に、Eの取りまとめでございます。現況・将来見通しの把握と目標設定、推進する実現方策、検討の進め方とフォローアップの検討結果を基にビジョンを取りまとめるとともに、検討過程の資料を資料編などとして取りまとめる。なお、ビジョンの取りまとめに当たっては、市民への公表を前提にすることから、分かりやすい資料となるように補完するとなっております。

最後に、資料3の水道事業認可変更、水源種別及び計画取水量のA4、1枚の用紙の準備をお願いいたします。左側が既認可、これにつきましては平成17年の事業認可、これは旧新庄町、旧當麻町が合併し葛城市が誕生したときの事業認可であります。右側の変更認可、これが令和4年度に事業認可変更で行った分の県への提出分となっております。

まず、変更認可に関する取水量の算出については、過去の取水実績と裏づける資料として、流域面積、降雨の強度から求めております。この内容につきましては、各ため池等の自然流入の断面形状を測量し、測定時の流入、水深及び流速を測定することにより、一定時間に流入した水の体積を測定しております。

それでは、新庄給水区域取水量を水源別に既認可から変更認可の順に説明をさせていただきます。

まず、水源別で、一番上の表流水でございます。既認可の時点では寺口表流水、これは柿本川となっておりますが、当時では、取水量は括弧として1,000立方メートルで、古例期間、要するに6月から9月は4か月間取水停止となっております。そこから変更認可として変わったのが、水源別でそれが表流水からため池に変わって、池の名前といたしましては、滝ノ本池、日の取水量としては1,189.06立方メートルに変更となっております。

続きまして、表流水の南藤井表流水（高田川支流）、これにつきましても、取水量は日、500立方メートル。水源名は変更となり、南接合井の水源名に変わり、1日の取水量といたしましては873立方メートルとなっております。表流水の取水合計としては、既認可が平成17年では500立方メートル、それから変更として変更認可のときには873立方メートルとなっております。

続きまして、2段目の溜池でございます。一番上の中戸新池、これも取水量は括弧して1日1,500立方メートル、6月から9月の4か月間は取水停止。これにつきましては、変更認可として2,057.47立方メートル、1日になっております。

続きまして、タブ池、1日1,000立方メートル、これが当初の既認可では1,000立方メートル、これが変更認可では1日2,269.42立方メートル。

続きまして、滝ノ本池につきましては、当初は取水量なしで、水源なしで1,189.06立方メートル。最後の内池・外池につきましては、当初は水源なしという形で、これにつきましても変更認可では441.72立方メートルとなっております。取水量合計といたしましては、取水量は溜池としては1,000トンで、合計としましては、表流水、溜池の取水量合計として、既認可が1,500立方メートル、変更認可が6,830.67立方メートルとなっております。

続きまして、地下水に移らせていただきます。地下水のナンバー1（1）深井戸。既認

可では500立方メートルになっておりましたが、変更認可では廃止となっております。

続きまして、ナンバー3の深井戸につきましては、これは既認可のときも廃止で、変更認可ももちろん廃止で、変更なしとなっております。ナンバー4の深井戸、これも既認可のときは廃止で、変更認可ももちろん廃止ですので、変更はないとなっております。

その下、最後のナンバー2(6)の深井戸。これにつきましては、既認可として1日210立方メートル、これが変更認可では廃止となっております。深井戸の取水合計は、既認可では710立方メートルになってまいりましたが、変更認可では取水量はゼロとなっております。

最後に、県営水道でございます。県水第1次受水、寺口配水池ですが、既認可では1日当たり4,790立方メートル、変更認可後は1日当たり982.48立方メートルで、合計としては3,807立方メートルとなっております。県水第2受水、平岡配水池、受水量として、既認可では6,700立方メートル、変更認可では1,654.91立方メートルとなっております。これの受水量の既認可の合計といたしましては、既認可では1万1,490立方メートルが、変更認可では2,637.39立方メートルとなっております。新庄地区全体といたしましては、既認可の当初では、1日当たり1万3,700立方メートルが、変更認可後には9,468.06立方メートルに変更となっております。

続きまして、當麻地区給水区域の取水量でございます。まず、地下水でございますが、ナンバー3(1)の深井戸、当初は、既認可では1日当たり350立方メートルですが、変更認可では廃止となっております。

同じく地下水で、ナンバー4(2)、これも深井戸です。既認可のときには230立方メートル、1日になっておりましたが、これも変更認可では廃止となっております。

続きまして、ナンバー3の深井戸、これは既認可のときも廃止となっており、変更認可も廃止となっております。

最後に、ナンバー4の深井戸、これも既認可の時点で廃止となっておりますので、変更認可も同じく廃止となっております。

続きまして、溜池でございます。別所池・野田谷池、取水量につきましては、既認可では1日当たり1,200立方メートル、ただし新庄地区と同様に6月から9月の4か月間は取水停止となっており、変更認可では取水量といたしまして1,497.14立方メートルとなっております。

次に、弥宮池、これは太田新池ですが、既認可では取水量として1日当たり800立方メートル、これも6月から9月の4か月間を取水停止。変更認可といたしましては1日1,403.37立方メートルとなっております。

最後に、上池でございますが、既認可として1日当たり1,800立方メートルですが、これも同様で、6月から9月の4か月間は取水停止となっており、変更認可では1,941.99立方メートルとなっております。

次に、県営水道でございますが、県水第3受水、これは竹内配水池でございます。既認可の時点では1日当たり7,020立方メートル、変更認可としては1日当たり924.25立方メートルとなっております。當麻地区全体といたしましては、既認可の時点で1日当たり7,600立

方メートルになっておりますが、変更認可後は1日当たり5,766.75立方メートルとなっております。

最後に、葛城市全体といたしましては、既認可の時点では1日当たり2万1,300立方メートルですが、変更認可後は1万5,234.82立方メートル、1日当たりとなっております。

最後に、一番下の認可に伴う県水の受水率として数字を挙げさせていただいていますが、変更認可後の原水の取水量合計が、下に記載しておりますとおり1万1,673.17立方メートル、これに原水取水量補正、全部が浄水になるわけではございませんので、補正として0.9掛けさせていただいて、取水量といたしましては1万506立方メートルさせていただきます。

県水の取水量につきましては、県水はそのまま浄水となってきますので、これにつきましては補正はございませんので、全体としては1日当たり3,562立方メートルで、これを県水率で計算させていただきますと、全体値として25.32%、認可変更前は25.32%となっております。なお、平成17年の認可のときにつきましては、県水率は86.90%となっております。

非常に長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ご苦労さまでした。

ただいま資料1、そして資料2、資料3と説明をいただきました。ちょっと確認なんですけども、資料2の水道ビジョン改定業務についてというところで、一番冒頭に、葛城市はから始まって、旧新庄町の水道事業として、ここに書いているのは昭和27年3月なんですけど、昭和23年というふう聞こえましたが、この書いてあるとおり昭和27年でいいわけですね。

**福森水道課長** はい。

**藤井本委員長** ということですね。皆さん方、訂正をお願いいたします。

それでは今、資料1、2、3と連続して私のほうをお願いしたので、そういう説明の仕方をしていただいたわけでございますけども、まず資料1と2で説明をいただきました市長が単独経営を選択した理由についてということで、葛城市の水道事業についてということで、資料1でご説明をいただきました。また、それに伴って今後改定を予定しております水道ビジョンというのを資料2でいただいたところでありまして。資料3は、後ほど質疑の時間を設けたいと思いますので、いわゆる流量調査の結果というところ、これについては後ほどにしたいと思います。

資料1と2について、ご説明を踏まえ、質疑及び今後単独経営をするということでございますので、そのリスク等についてご意見をいただきたいと思います。

質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** 説明ご苦労さんでございました。単独経営を決定していただいたということですので、私もその単独でいける、ここにも繰り返して出ますけども、可能性があるという言葉が、すごく私、たくさん出てくるので一番気になっているところなんですけれども、一番安いと。私、この資料でも説明いただいて、ここを言ってほしいなというところが抜けてるのかなという気がしたのは、まず自己評価、自己分析というか、葛城市、一番安いとということの裏づけが

あまり、ここには書いてますよ、一部。ため池というふうに書いてますけども、ただそれだけなんかという、もう少し自己分析、私、以前にもこの県域水道一体化調査特別委員会でも私なりの分析をした表現からいくと、非常に水道事業をするのに適した立地条件だなど。山を越えやんでもええと。途中に山がない。下水もそうなんですけれども。そういった非常にコストのかからない、自然流下で浄水場から東のほうに流して行って、その3系列で葛城市内を潤わしているんだと。そこが私は魅力じゃないのかなというふうに思うので、その辺のところ、どこにも出てないので、その辺のところをどうお考えかお聞かせ願いたいというのと、先ほども申し上げました、可能性という言葉です。

この可能性という言葉の裏には、あまり今までに言葉に出てなかった新たな自己水源を確保するという言葉が、これ、今までにちょっと、聞き慣れてなかったので、そうかそうかというふうに、これしかないなというふうに思ったので、期待しているんです。そこで、これも聞きたいんですけども、新たな自己水源を確保するということは、今の水源の中でこれ、井戸を掘るというのは、ここにも書いていますように、もう湧きにくくなったというふうなことで廃止をされてたので、これは井戸じゃないなど。なら、川なりため池に利用できる、まだ使える、認可をしていない自己水源として可能性のあるため池、水源があると、期待できるものがあると、こういうふうに解釈していいんですか。

この2点、お聞きをします。

**藤井本委員長** 答えられますか。

福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの原水の件ですねけども、増田委員おっしゃるように、山手のほうで全部ため池も配置されています。もちろん、それによってさっきおっしゃっていただいたように、自然流下によって各浄水場に原水が流れて費用がかからん。

ほかの自治体によってはポンプアップしたりすることもなくかかってきますので、もちろんその原水の安さもありますけど、ほかにかかる、例えば電気代とか、ほかにかかる経費もほかの自治体に比べたらかなり抑えられていくこともありますので、それが水道料金の安さにつながっていると思っております。

もう一つ、新規の水源の管理ですねけども、もちろん、さっき私のほうから変更認可で説明させていただいた井戸がもう取れなくなってしまう理由もあります。井戸取れなくなったという理由はほかにもありまして、個人の敷地をお借りして、その井戸が住宅開発とかされたということで、それがどうしても廃止せざるを得ない状況になったということもあります。

新規の水源開発につきましては、あらゆる手段、もちろん井戸の箇所、ほかにも調査した形で、水道ビジョンの中で、新たに1年目としてさっき説明させていただきました、1年目の新規水源の検討業務ということで、1年目に水源のあらゆる方策を検討して業務委託を令和5年度から進めて行って、その中で葛城市に合った水源を確保できる形、もちろん調査が必要になってきますが、そういう形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** その立地条件というのを、私は自己分析をすると、そういうことが安いということにつながっているのかなど。これはもう今後とも続けられてもこの立地条件、他市と比べてコストを安く運営できる1つのキーワードになっているのかなというふうに思います。

それと、新たな水源ですけれども、福森課長の表現、私が聞いたかったのとちょっとずれてるんですけども、井戸なんか、ため池なんか、そこのところですか。両方を模索するんだということなんか、井戸、これからまた井戸を掘るということも構想としては、考え方としては持っておられるということなんでしょうか。

もう一度そこのところを、何と何ぐらい、新たな、もう少し具体的に自己水源の具体的な例というのを、可能性がある分も含めて、もう一度お聞かせください。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの増田委員の質問にお答えさせていただきます。

この新規水源につきましては、もちろんため池、それから河川、それから井戸、あらゆる取水というか、原水をという形で方法を、全体、あらゆる形で新規水源をという形で検討を進めていくことで考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 大体こういう表現をする場合は、大体めど立って、この可能性が高いとかというふうな案を持っておられるのかなと思ったけども、いろんな方法使って自己水源を増やしていきたいと。まずは自己水源を増やすんだということをこの1番の今後の課題として挙げられているというふうに理解をしました。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。単独でやっていく、未来向いてのお話やと思うので、しっかり市民の皆さんと協力してやっていかなあかん。

1個、委員長にお聞きしたいんですけど、今からも市民の皆さんと協力し合って水道などなど考えていく。この県域水道一体化調査特別委員会が終わって、その次に引継ぎというのは最初の説明でもなかったもので、そこがないとこの議論もここで単発で終わっちゃうような気がするんで、それは後で、委員長と副委員長のお考えをお聞きしたい。最初にそれを言っていたかないと、気持ち悪かったので。

質問なんですけども、この策定業務の中で、1年目、2年目、3年目となってるんですけども、僕が思うには、まずは水源、新しい水源がどうのこうのの前に、この2年目の計画給水人口であったり、どれぐらいの水道が要るのが先なような気がするんです。これだけ要るから新たな水源を見つけますやったら分かるんですけども、水源見つけました、人口は来年調べますって、何か順番逆のような気がするんです。こういうのやったことないからあまり分からないんですけども、普通に考えればニーズが先なんかなと思うんですけども、どうい

ったお考えでこの流れになるのかというのが分からないのでと思うんです。水源は探していくのは、大前提はそうやと思うんですけども、そもそも計画給水人口というのが先にあって、長年にわたってどれぐらいの水源が要するという考え方じゃないのかなと思うんですけど、間違っているのか、どういう考えでやられているのかお聞かせ願いたいと思います。

**藤井本委員長** ちょっと待ってください。先に私宛てに質問ございましたので、そのことから、進める上で大事なことやと思いますので、冒頭に述べてほしかったということでございますので、お話をしておきたいと思います。

この県域水道一体化調査特別委員会そのものは、令和2年3月から、いわゆる県域水道一体化ということのみの調査ということで、名称のごとく県域水道一体化調査特別委員会でございます。昨年の12月にその方向性、葛城市の方向性は発表されて、その届出、県も受理されていますので、この県域水道一体化調査特別委員会としての役割というものについては、冒頭に申し上げたように、もう最終の段階であると。

ただ、今後の課題も大きいわけですね。水道に関することについては大切なところでございますので、それをどうするかということが杉本委員の聞きたいところやというところであろうと思いますけども、これを常任委員会の調査案件でこれから引き続きやっていくのか、それとも、名称を変えて、葛城市水道事業についてとかという特別委員会を設置するのか、これは今後の議会の中で判断をしていきたい。いわゆる水道についての、これから、将来に向けての水道について話し合う場所はつくっていくということで考えており、そのように進めたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

それでは、杉本委員のご質問。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑です。

今のご質問なんですけども、あくまでここに書かせてもらってるのは、想定できる範囲で書かせてもらっておりまして、例えば水源開発につきましては、ここにおきましては、令和5年度1年で終わるような形に見えるかもしれないんですけども、大変時間も要する業務だと思いますので、まずは時間のかかる業務をまず着手しまして、それと並行で様々な検討業務に入らせていただきます。

この業務におきましては、3月議会におきまして、債務負担として令和7年度を期限とし、4,450万円程度の限度額としてお認めいただいた事業ですので、3年間の中でこの内容をやっていくということで、必ずしもここに書かれておる1年目、2年目、3年目に縛られているわけではございません。今、もうすぐ入札を執行する予定ではございますけども、業者が決まりましたら、詳細な打合せをした上でまたロードマップなりで詳細な計画をお示しできるかなと思っております。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 引き続きの場所は委員長、副委員長でお願いしたいと思います。ここからのほうが結構重要やと思うんです。今までも重要やったんですけども、ここから水源確保のためにこういった動きを行政の方々にやっていただくのかというのをしっかり議論し合わなあかんと思うの

で、その辺よろしくをお願いします。

今の部長の説明、僕、あんまり意味分らないんですよ。3か年の間にこれだけやって、めどで1年目、2年目、3年目と書いているだけということですか。同時進行で全てやっていく。区切ってある理由が分からなくなったんですけど、一瞬で。僕の考えはある程度伝わったと思うんですけども、そういうことも同時にやっていきますよということでもいいんですか。今の説明、分かりにくかったの。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 大変申し訳ないです。杉本委員おっしゃるとおり、特に時間のかかりそうな業務については、まず早いめに着手すると。あとの当然並行してできる業務から取りかかっているところ、ここに1年目、2年目、3年目というふうに区分けしているように書かせていただいていますけれども、必ずしもこれに縛られるわけではないということでございます。よろしいですか。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ロードマップが出てから正式な質問、どうなっているんですかと聞いたほうがええということですね。分かりました。仮というか、目安ということですね。分かりました。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

松林委員。

**松林委員** この葛城市の方針というところで、今ちょっとお聞きしとったんですけども、市単独経営する道は簡単ではなく、様々な克服すべき課題がありますと。市単独経営を続ける場合においても、管路の更新や浄水場の更新に多額の投資が必要になったり、また、水質に対応するため、処理施設を整備する必要があります。市独自で対応する必要があるために、将来的に水道料金の値上げをせざるを得ない状況にもなります。将来にわたって葛城市が単独経営を続けた場合は、企業団に参加した場合と比べて安価な水道料金が約束されるわけではないが、これからの企業努力によって、企業団への参加よりも低料金にできる可能性がありますと、このようにあります。

今後、葛城市の水道事業については、具体的にまた水道ビジョンを策定されるということでもありますけれども、従来ありました葛城市水道ビジョン、100年先にも続く葛城市の水道のためにも、従来あるんですけども、この従来水道ビジョンと今後新たに策定する水道ビジョンと、大きくどのような点が変わるのかということ、今まで葛城市、単独事業を進める以前、今回問題挙げているいろんな問題点、こちら辺は問題にはならなかったのかなというところで、大きく変わる点、今後の新たな水道ビジョン、今後、どのような点が変わるかというところをお聞かせ願えますか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども、水道ビジョンの改定業務につきまして説明させていただいたんですけども、平成31年、または平成23年の策定した水道ビジョンにつきましては、整備内容の決定として

個別計画が策定されていなかったので、今回は各個別計画、要するにさっき説明させていただきました施設整備計画、それから管路更新計画、それから耐震化計画、それから財政計画などを、これを新たに作成させていただきまして、新たな水道ビジョンの改定業務として、3年かけてやって進めていく予定で、前回とは変わっているということでございます。

**藤井本委員長** 松林委員。

**松林委員** 以前は、個別計画が策定されていなかったということで、以前は別に個別計画を特に策定する必要はなかったのかなと、そこらも思うところなんですけども、今後、大事なことは葛城市が水道事業を単独経営を続けるに際しまして、今までより具体的な視点に立って、様々な問題に対応する計画ということが必要であろうかなと、このように思うんですけども、今後、計画策定に際しては、葛城市は水道事業の単独経営を続けるに際して、克服すべき課題をより具体的に抽出して、提示をしていただき、企業努力で克服すべき課題をより明確に提示できれば、より具体的に分かりやすく、皆で様々なこういう問題点が共有できるのではないかなと私は思います。

計画、もっとより具体的に、企業努力でどのように手を打っていけば克服できるのかなという、そういうところを具体的にもっと分かりやすく提示していただければいいかなと、皆で共有できるのではないかなと、私はこのように思います。少々難しい注文ですけども、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

以上です。そういうことは可能ですか。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** おっしゃるとおりでございますので、その方向性を持ちまして努力させていただきます。

**藤井本委員長** ということでございます。

ほかに。

奥本委員。

**奥本委員** 私、水道事業ビジョンに関するところで確認したいんです。今、るる説明いただいた中で、厚生労働省の水道に関するところの資料とかも参考になっていることになっていますけども、どの資料を見ても、基本は人口がベースになって考えられているんです。ここで私、何を言いたいかというと、葛城市の総合戦略、総合計画、上位計画ありますよね。そもそもそこでは、国の国立社会保障・人口問題研究所の人口動態をベースにして市の将来の計画が立てられているんです。その国立社会保障・人口問題研究所の計画でいくと、令和42年、2060年には3万人を切るか切らへんかというところまで落ち込んでいくと。にもかかわらず、市長は5万人チャレンジというのでやってらっしゃるんです。それをどっちのこれを、どの人口動態をベースにしてこの水道ビジョンを考えていかれるのか。それによってこの計画、がらっと変わりますよ。

国が言っているように、この日本全国どこでもそうですけど、人口減っていきます。この間も出生率の非常に少ないデータが新聞にも載っていました。そしたら、現状の人口が減っていくのであれば、この新水道ビジョンでうたわれている、まず浄水場の更新費用、30億円



かかる。それをどうやって捻出するのか。なおかつ管路更新、現状2億円程度を同等以上確保している。この管路更新については、旧水道ビジョン、現の水道ビジョンと言うべきか、そこで、現行の課題というところで、更新需要予測の結果によれば、近年の1.5倍程度の投資が当面必要になるとうたわれているんです。

その1.5倍を確保したやつがこの2億円、現状の今2億円というところなんか、あるいは、前と一緒にあれば1.5倍、3億円いるんですよ、更新費で。その3億円やったとした場合に、2億円でもいいですけども、あと何年かかるんですか、更新に。その辺が全然全く見通しが見つからない。要は、今後やっぱりその浄水場の更新、管路の更新という多額の費用がかかる、それがどれくらいである程度ペイできるのか。そのベースとなる人口動態が何を基準とされているのがよく分からないです。そこはもう一度確認したいと思います。

**藤井本委員長** 水道ビジョンをつくる中で、今後の人口をどのようにするかと、そこが分からないとできないというところですけど、課長、答えられるか。

福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

給水人口ですねけど、水需要予測という形で、もちろんさっきおっしゃっていただいた国立社会保障・人口問題研究所の人口推計や葛城市の人口ビジョンを基に、本市の水道事業における給水人口は、やり方としては、そういう予測をしております。

ただ、給水量とかは、近年の実績の推移を基に生活用、業務・営業用、工場用及びその他の用途別に予測を行い、これに合算したものに有収率とか賦課率を勘案して、1日の平均給水量及び最大給水量を算出した上で、今後の開発計画、例えば工場誘致とかがあって、増加水量がある場合には別途加算するということになっております。

また、実績として使用する期間は、平成24年度から令和3年度ということの基本にしておりますが、新型コロナウイルス対策に伴って一定の傾向が見られる場合には、平成23年度の実績も含めていろいろな方向性から検討するという事で給水人口を定めていく予定はしております。

以上でございます。

**藤井本委員長** これ、部長、答えられませんか。今、奥本委員の質問に対して、今後の人口がどうなんねんということはどういうふうに想定して、長い将来に向かって、それでビジョンをつくっていくと。国が表している数字なのか、市がチャレンジということを出している数字なのかということも含めて。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑です。

まず、給水人口に関しましては、国の示している数字のままは使用できないのかなと。今現在も葛城市は微増ながら人口増を続けている途中でありますし、それがいつの時点でピークを打つのかということも含めまして、今後、検討してまいりたいと思います。

浄水場の更新と管路更新、1.5倍程度かかるとおっしゃっているので、実際その程度かかるかと思いますが、そのペースでいきますと、管路更新に年間約3億円、これにつきま

しても、今後シミュレーションなりで明らかになってくるところなんですけども、今の感覚といたしますと、2億円、3億円でしたら75年程度なのかなという感覚ではおりますけれども、その辺はまた詳細に詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 要は、現状の新ビジョンを国の国立社会保障・人口問題研究所のデータを基にする。ただ、その国立社会保障・人口問題研究所についても、現状の葛城市の人口の増加を考えるとそのとおりにいくかどうか分らんということでもいいですよ。そうなってくると、こういった水道ビジョンというのは、国、市の上位計画の一部に私、含まれると思うんです。その整合性を取ってもらわんと、こっちの計画では5万人チャレンジをうたっている。こちらは国立社会保障・人口問題研究所をやっているって、このちぐはぐはどうかと思いますので、これは今後考えて、その辺整合性はちゃんと取っていただきたい。

それと、その人口動態をベースにしていったときに、この施設の更新に関して、まず管路に関しては3億円、1.5倍の3億円と考えた場合に75年かかる。75年です。プラス更新費用、1浄水場当たり30億円、これは3つですわ。90億円と、3億円が毎年毎年かかっていく。その費用がちゃんと賄えるんですかね。人口が延々と増えていくわけじゃないです。国立社会保障・人口問題研究所のやつよりもデータとして人口増加が若干高いとしても減っていくんです、やっぱり。そこを本当にこれ、賄えていくんか。当然のことながら、この水道事業についてという資料のところ、これ、何ページかな。5ページのところに葛城市独自のまちづくりができる。業務運営のところのメリットが、メリットというか、独自のまちづくりが可能であるということを書かれているんですけども、これ、やっぱり独自のまちづくりというのは、ある程度、市税収入も含めて、企業の収入も含めて、お金があればできるものですけども、やっぱり人口減っていく、そこをどこかでカバーしていかないと独自のまちづくりに結びついていかないと思うんですよ。現状でこれだけの多額のお金がかかっていく。そこをどう考えてらっしゃるか。これ、本当にまちづくりをどう考えていくかということですが、それをできるというのであれば、水道がまちづくりに含まれていくのであれば、本当に人口を増やしていく、あるいは企業誘致をどう考えていくかという総合的なところにもつながっていく話なんですよね。そこはどう考えていらっしゃるんですかね。これはもう市長しか答えられないかもしれませんが、お答えをいただきたいと思います。

**藤井本委員長** 水道ビジョンについて、細かくはこれからやっていただくので、細かい数字等は結構ですけども、ここにもまちづくりとかという言葉も出てくるし、それと、今、奥本委員からありましたように、人口をどう考えてこれから計画を作成していくか。今後のことでありますけども、その方向性について市長のほうからお話したいというふうに思います。

阿古市長。

**阿古市長** この議論というのは、この水道以外でもやってきてますので、あえてここでやるのかどうかというのは分からないんですけども、まず、大きくは国の統計といいますか、推計をベースに考える必要があると考えております。ただ、葛城市は非常に特異な状況にあります。国が推計しているような状況には進んでいないというのが実情です。

ただ、それはその地域、地域の努力によって変わっていくものやと考えております。国全体の平均ベースとしてはそうなるんだということなんだと思うんですけども、地域の努力によって明らかな差が出てくるということは事実でございますので、その努力の具合によって成果は変わってくるという認識を持っております。

ですので、人口だけではなく、企業誘致等、全ての分野においてのまちづくりがいろんなところに影響を与えるということです。ただ、基本的なベースを取るということになれば、若干の変動というのは見込めますけども、それを確定することはできませんので、ですのでベースはあくまで国のベースを使うのかなと。その中で、若干の変動はどの程度見込めるのかなというような話になっていくのかなと考えております。ですので、これはこれから策定するに当たりまして、いろんなデータ分析をした上で、どの程度のものにするのか。あくまでこれは推計といたしますか、分析した中での予想でございますので、それは努力の具合によって、もしくは社会状況も影響します。そういうようなものの全ての影響によって変動していくということが、どの計画にとっても前提となるという認識を持っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう言い放しですけども、となると、今の5ページのところの独自のまちづくりの下なんですけども、③浄水場の統廃合を含めた投資額の抑制、つまり、努力の状況いかによっては全て浄水場を維持できない場合もあり得るということの理解になるのかなという気はするんです。もう質問できないので、そういう形で理解しましたというしかありませんけども。せっかく浄水場を維持するというか、残すというのを決めたのであれば、残せる方策をどうしたらいいのかということを中心に考えていくべきかなと。独自もろもろデータ分析したけど、やっぱりこれはできませんでしたというたら、何のために独自でいったんかよく分からないので、そこは最終的にこういう判断でこういう結論になりましたというのが分かりやすく最後示して、ビジョンの中で示していただきたいと思います。

**藤井本委員長** ありがとうございます。また今後のビジョンに反映していただくようお願いいたします。

ほかに。

松林委員。

**松林委員** 私は葛城市水道事業ビジョン、以前の部分で今回新たに策定というところで心配なところが、水道災害相互応援協力体制という、こういうものがあって、現行は奈良県簡易水道協会が水害対策本部を設けて、各ブロックに分かれて応援体制をする体制が組み立てられておるんですけども、片や県域水道一体化が進むと、片や企業団、そして葛城市は市単独事業ということで、こういう災害時に対応できる、今後のことかなとは思いますが、そういう体制というのはどのようにお考えでしょうか。

**藤井本委員長** これはお答えください。

福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

さっきおっしゃられたように、葛城市と奈良市が単独でいかれる。ほかの事業体は広域水道企業団として、令和7年度から企業団として発足される。災害対策につきましては、日本水道協会から全国に、もちろん各水道が加盟はされていますねけども、その中で、日本水道協会奈良県支部に葛城市が所属しています。災害といたしましては、奈良県支部、奈良市が支部長でやっておられますけど、その中で災害対策として毎年各事業体から、要するに給水車を何台とか、材料を何台にするかという形で、いろんな形で協定は奈良県支部と協定はさせていただいています。奈良県支部が手に負えない場合には、関西地方支部が結局2府4県の形で災害をとという形で、そういう協定を結んで、災害対策という形でやっています。

覚えておられるか分かりませんが、令和3年に和歌山市のほうで水管橋が多分破裂して、大幅な断水となったときも、これも要するに和歌山支部が関西支部の大阪支部のほうに応援要請をかけて、そこから各支部、もちろん各支部から応援してという形で対応策は、それは大阪、ほかの企業団もそこには入っておられます。兵庫県や企業団もそこに加盟されておりますので、そういった形で、災害につきまます連携を取って、今後も進めていかれると思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 松林委員。

**松林委員** 奈良県支部では対応できない場合は関西支部、広域連携みたいなものだと思うんですけども、それで災害時には対応できるということによろしいですか。了解しました。

**藤井本委員長** ほかに。

柴田委員。

**柴田委員** 災害のお話が出たので、私もちょっとどうされるのかなと思っていることがあるのでお聞きしたいんですけども、市長が県域水道一体化に参加しないというのを表明されてから後で、市民報告会をされたと思うんですけど、その資料の中に、浄水場、3つの浄水場がまだ耐震診断してないということも書かれてありましたし、資料の中の水道ビジョンの中に、災害時にも安定供給できる水道システムの構築に向けた取組が必要になりますというふうに明記されてるんですけども、今の水道事業ビジョンを見ていますと、3つの浄水場の耐震診断は、これが策定されて5年以内にするというふうに書かれていて、その5年以内が今年度の2023年になるんですけども、耐震診断される予定はあるのかどうかというのをお聞きしたいのと、多分、今度策定される水道ビジョンの中に具体的に災害時の対応についてとかのことを書かれるのかどうかというのをお聞きしたいのと、もう一つ、とりあえずそれでお願いします。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの柴田委員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃられたように、3浄水場がまだ耐震診断していないことになってますけども、今後、もちろん水道ビジョンの策定の中で、その耐震診断も含んだ形で今後、いろんな方策、3浄水場を維持するのか、それともほかの方策を考えた形で、耐震診断自体は今後、水道ビジョン策定後に検討はしていきたいと思っております。

災害時対応につきましても、水道ビジョンの中で、もちろん前回と同様に明記する形で進めなあかんとは思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 耐震診断のところですけど、旧の水道ビジョンの中では、今年度にするということになっているんですね。そうなっているというのが前提にあって、今後、新しい水道ビジョンをつくるんですということですけども、そのところもう少し説明を、委員聞いてても、前の水道ビジョンでは、令和5年度までにするということになっているのかな。それはそれでいけるのかどうか。やっぱり不安という部分があるので、このところ部長、答えてくれますか。そうなってるのかな。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑です。耐震診断については、前向きに検討させていただきたいと思えます。

**藤井本委員長** 柴田委員。

**柴田委員** 何というか、前向きにというか、結構災害っていつ起こるか分からないことだと思いますし、計画的にさせていただきたいなという、すごく不安、今のお答えだとすごく不安が残る答えだなというふうに思いますので、本当に計画的に、早く耐震診断をしていただきたいなというふうに思っておりますが、浄水場というのは、耐震改修促進法というんですか、その中の建物、いろんなカテゴリーがあると思うんですけど、その浄水場はそのカテゴリーの中に入っているのか入っていないのかというのをお聞きしたいなと思えます。

それと、もう一つが自己水源の確保というのがあったと思うんですけど、あらゆる可能性を求めてというふうに理解しているんですが、期間は設定されているのかなというふうに、いつまでに確保しますよという、自分たちの中で期間は確保されているかどうかというのをお聞きしたいです。

**藤井本委員長** あとの質問は今後のビジョンの中で示されるやろうという話であろうかと思えますけども、分かる範囲だけでいいです。お答えください。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑です。自己水源の確保につきましては、今後取り組んでいくべき最大の課題かと認識しておりますので、今、期限、いつまでにとすることは、今の段階では申し訳ないですけど、申し上げることはできないですが、全ての水源の可能性について検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

さきの耐震改修促進法に水道施設が含まれているのかということ、今、申し訳ないですが分かりかねますので、また後刻お示しできたらなと思えます。

**藤井本委員長** 柴田委員。

**柴田委員** 自己水源の期間というのはそのビジョンの中で示されるのかなと思うんですけど、期間を限らないと永遠にやっていってしまうような事業だと思うので、ちゃんと期間を区切ってやっていただきたいなというのと、浄水場の耐震は、やはり緊急を要するのではないかなと。耐震の診断は急を要するのではないかなと私自身は思いますので、早急にやっていただきたい

いという方向で考えていただきたいです。

**藤井本委員長** 今の部分、これ、皆さん聞いてはるので、もう少し答えてもらえませんかやろうか。旧の水道ビジョンでは、今年度にするというていたやつが、中でこういう県域水道一体化という問題が出てきました。それによって、今後、やっぱり考え直さなあかん部分があるのではということであろうかというふうに認識はしていますけれども、耐震診断を遅らせるんだと、総合的に考えるという意味合いであろうかと思えますけど、そこのところ、市長、どうですやろ。

阿古市長。

**阿古市長** 耐震診断はできるだけ早くやりたいと考えております。ただ、部長等の答弁の中で、浄水場の数についてはまだ確定してませんというような言い回しをしております。

今現在、3浄水場ではありますが、例えば1浄水場が30億円だとすれば、3浄水場ですと90億円の投資が必要だということです。それがもし集約をかけるような形で2浄水場に変化をすることができるのであれば、60億円になるかどうか分かりませんが、かなりその部分の投資金額は減るであろうという考え方を持っております。ですので、浄水場を3という数にこだわらずに検討をするという意味でございます。ですので、その辺の兼ね合いもあるということは事実なんですけども、耐震診断等は必ず必要でございますので、速やかに入りたいなという思いでございます。

それと、あと水源のほうについてでございますが、今現在、やはり葛城市の水源といいますか、水の供給というのは、県水、20%から30%いただいておりますので、やはり自己水といいますか、独自の水源を持つということが企業経営にとっては非常に有利であるという認識を持っております。

ただ、水源の種類によりましては、その水源を確保するまでの年次が変わってくる、もしくはそれに対する投資金額が変わってくるという認識を持っております。ですので、それはもう急ぎたいという思いはあるんですけども、いつまでという限った形ではなかなか難しいのかな。どの水源がまず使えるのか、これ割合と水利権という問題が非常に大きゅうございます。

以前にも申し上げたかどうか分かりませんが、上流部のため池の水というのは、これは、農業用水及びに水道用水として使えるだけの水利権を持っておりますが、下流域のため池の水は、農業用水としての水利権は地元の水利組合はお持ちですが、それを水道水として使う水利権はお持ちでないというような実情もございます。ですので、どのため池の水源が使えるのか。もしくは、先ほど井戸という考え方もありましたけども、井戸をどのような場所に、一番は場所やと思えます。どのような場所に設置をできるのか。例えば井戸でしたら、それから湧く量が分かりませんので、そのようなものも含めて、総合的に確保できる水源を確保したいなと考えております。

夢のような話をいいますと、これはできればということなんですけど、線状降水帯の雨をそのまま水道水に使えたら一番いいんでしょうけども、そのような手法があるのかどうか、それはプロの方が考えていただけるのかなと。一応はそのような要望は出しておるんですけど

ど、いろんな形のもので水源を確保するということが、葛城市の水道事業にとって非常に有利な形で、後世に水道事業をつないでいけるという認識を持っておるといところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** ありがとうございます。

まだ質疑等続くと思われまますので、ここで一旦、暫時休憩をしたいと思います。午後3時15分、再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後3時15分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 先ほど、柴田委員から回答を求められました耐震改修促進法の件なんですけども、こちらのほう調べさせていただきましたところ、不特定多数の方が多く集まる学校、病院、百貨店など、それと避難弱者が集われるところ等と書かれておりますので、恐らく水道施設についてはこれの該当外であろうかと思われまます。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** 僕の理解してるところでは、これ、また水道ビジョンをもう一度改めて考え直すじゃないですけども、今後の葛城市の水道ビジョンをもう一回策定し直すということですよ。だからお答えが曖昧というか、答えられるところと答えられへんところがあるという認識やった。それでオーケーですよ。

先ほどの市長のお話でも、人口のお話があつて、僕、まさにそのとおりのやと思うんです。葛城市、他市の方から聞いたら、水道料金が安いという方もおられるから来られた方もおられるし、子育てしやすいから来られている方もおられるし、学校教育が熱心やから来られている。ほんまに葛城市の方だけじゃなくて、他市の方の評判が上がっているから、まさに国が示すビジョンどおりじゃなくて、努力によって人口が変わる。それは分かります。まさにそのとおりのやと思うんですけども、その場合、葛城市は今後どういった人口ビジョンを持っているのかを見せてほしいから、さっきの人口ビジョン、先じゃないのって。人口動態どうなの、それ先じゃないのって僕はお聞きしたんです。目標というか、目標になるのか、それが最低限の数値なのか分からないですけども、それを早く出してほしいんです、僕。どこを基準に葛城市は目標というか、人口ビジョンを見ているのかというのが、最近のやつではもう分からない。それこそ5万人構想というのもありましたし、それは一旦置いておいたとしても、その考えの中で葛城市が持つ人口ビジョンの中でこういう水道料金、水道料金が安いというのが葛城市の強みというのは間違いないことなので、だから僕はここに先ほど委員長にもお願いしたみたいに、しっかりと議論をした場を持っていただきたいという意味で質問させてもらってるんですけども、先ほど柴田委員がおっしゃったみたいに、その耐震のことはもちろん、当初の予定ではやる予定やったんですけど、一旦さらにしてもう一回考え

ますという話なんですけども、急ぐことは間違いないと思うんです。急がないとおっしゃってないので、やられるの分かるんですけど、そのためのスケジュールというか、どういうプランでこれから進んでいくのかというのを1回お示しいただきたいなと。

先ほど部長かな、スケジュールも組んでというお話をされたと思うんですけども、今後、どういった事業に対しての、議会に、委員会に持ってこれる時期というか、そういうのはまだ、業者も決まってないかもわからないので微妙なところがあると思うんですけども、ある程度の目測でいいので、これは早めにここ、前から言っているんですけど、かなり葛城市にとって重要なことやと思うんです。市の自治体の努力によって人口が変わるんやったら、この水道というの、水道料金安い、強みなので、葛城市は。僕は重要視してるので、一旦そういったスケジュール、僕の心構えもありますのでお願いできますか。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** スケジュールというのは、この改定業務についてどのような3年間の流れで進んでいくかということでございますか。それでしたら、業者が決まり次第、早々に打合せを行いますので、その中では決まっていますので、9月の会期中には出せるかなとは思っていますけど、それでは遅いでしょうか。

**杉本委員** いやいや、もうそのままでいい。急いでくれと言ったら早くなるんですか。

**井邑上下水道部長** 9月をめどにお示しさせていただきます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そしたら、9月に向けてこちらもその用意をしていただきたいなと。最初に質問に戻ってきちゃうんですけども、ここを密に議論し合って、先ほども何回も言ったら申し訳ないですけど、水道が安いからと葛城市に来られた方もおられるのは間違いないんです。これが県域水道より上がっちゃったらもうわけ分からんことになるのでできるだけ食い止めたい、もちろんそんな。そのためのいろんな議論になると思うので、そうすることによって、また将来的に他市の方とか葛城市、やっぱり水道安いやんってなったら、それこそ市長がおっしゃるとおり、努力で人口のグラフが変わってくるわけだというふうに流れていくと思うので、それに合わせてスケジュールを組んでいただけたらなと思います。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** 今日は資料1、2、3とつけていただきました。それで、本委員会も、先ほど委員長が述べましたように、今日まで調査を終えて、次回で調査報告書をつくって、終わって、それから後はどういう形でまた引き続き、どういう組織で審議するかというのは、またこれ議会の問題になろうかと思うんですが、前回、県域水道一体化調査特別委員会で問題になりましたのは、資料1の県域水道一体化についての葛城市の方針等、最初の資料1の方針のところ、非常にこれが出来立てほやほやというか、決断したときの文章になっていたことが大きいと思うんですが、思い、思い、思いとか、こういう思いでとか、あるいはチャレンジという非常に主観的な言葉であったために、こういうので県域水道一体化を決めていいのかと



ということが、前回、非常に意見たくさん出てまいりました。

しかし、今回、4ページ以降、客観的に選択した理由ということで明確に、ある意味ではっきりと打ち出してこられましたので、この点については私も評価できるなと思っております。ただ、その中に葛城市の単独経営を選択したところで、水道料金等の問題では、増田委員のほうから自然流下の問題、地勢の問題、自己分析足りないんじゃないかというふうなこともありましたけれども、単独経営を選択している理由がこの4つ、水源、主要施設・管路、業務運営、水道料金ということなのですが、1つだけ質問させていただきますけれども、やはりこれも杉本委員が先ほどおっしゃったのと関係するんですが、4の水道料金、下記の4項目により低料金にできる可能性がある。また、1の自己水源のところも、今後も低料金で供給が可能であると。ここが一番、県域水道一体化調査特別委員会の中でどっちに入るかというときに、非常に1つ大きなファクターになったところだと思うんです。

今後、水道ビジョンつくるときに、過去の水道ビジョンを見ましても、施設更新の費用、予算、これによって非常にビジョンも大きく変わってきたところがあると思います。水道料金、水道ビジョンの中で、料金の在り方について。今後の、先ほどありました管路更新は大体2億円、施設更新は90億円、これは県域水道一体化のときの単独シミュレーションも30年間で90億円の投資、それでも県域水道一体化で企業団に入るよりは料金は安かったというのが1つの目印になったと思うんですが、これ、自己水源の開発費も入るわけですよ、当然、いろいろと。だからここら辺、本当に水道料金を低くする可能性があるとありますけれども、ここら辺、安くするという決意していただけるものなのか、いや、今後の成り行きなんやと。成り行きやったら、それやったらどうなんだということの話になるんじゃないかなと思うので、ここら辺、言いにくいことかもわかりませんが、めど、どの程度の確信を持っておられるのか。そこを最後、ちょっとお聞きしたいなと思います。大体、どれぐらいの施設更新費、設備更新で、管路は2億円とお聞きしますが、3つで30億円、90億円で今後、考えていくと。あと、水源開発費等あるとは思いますが、今後の水道料金等の見通し、これについてどういうふうな確証を持っておられるのかお聞きします。

**藤井本委員長** 設備を中心にお願いします。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑です。

設備更新につきましては、今、谷原副委員長がおっしゃったとおり、2億円、3億円、3億円というのは90億円を30年でならして3億円と今まで言っておりますが、それが5億円だったり2億円だったり、全年度3億円というわけにはいかないですけども、トータル的には90億円。そこにひょっとして水源開発に伴って発生する費用も幾分かは出てくる可能性はございます。ただ、今しっかり見ているところは、県域水道一体化に参加されている自治体の料金よりは安くいきたいという思いがございまして、それに向けての様々な水源開発の検討であったりするわけですので、そのほうでできるだけ葛城市のほうで安いということ長く続けていきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 今、部長おっしゃっていただいたんですけど、思いとか、それで決められたらかなわんというのが前回もあって、そうとしかお答えできないんかもわからんですけども、30年間は見通しとして安くできるということでこっちを選択したというふうに言うていただかないと、分からないんですかというふうな話のような気がして、そこの思いとかチャレンジというところが、前回、県域水道一体化調査特別委員会でも問題になったところなので、ある程度、ほぼ見通しとしては安くいけるんだと。またそれを確かにしていきたいというぐらいのことは言えないものなんですか。言えなかったら僕、これはこれで、えって、そんな根拠で決めたのかというふうな感じがしますが、そこら辺で言える範囲でもしありましたらお願いします。もう一度お願いします。思いとかそういうことではなくてですね。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 この議論というのは、多分どちらを選択するかというときにかなり議論したところやと思っております。その基準となりましたのが、やはり県広域のこのシミュレートを出してきました。そのシミュレートのデータ、こちらのほうから全てのデータを県域、広域のほうに出しておりましたので、そのデータをもって、先方がつかんでいる全てのデータを放り込んでシミュレートしたというのが出てきておりました。その中で、やはり葛城市の水道事業というのは非常に優秀であるから、特別な会計方式を取りながらという話にはあったんですけども、なおかつそれであっても、30年後には葛城市のほうが一番安い可能性があるというところで、そのデータが出てきておりました。

ですので、更にこの中で水源確保の努力をすれば、それ以上の低単価の水道料金で賄えるという判断の下にその決断に至ったということでございます。その決断のとおり、葛城市の水道料金は奈良県で一番安い価格で市民の皆さん方に供給したいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。

藤井本委員長 満足ですね。

ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、資料1、資料2に関しての質疑をこれで終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

今、皆様方からいただきましたご意見等につきましては、最終の報告書等に反映してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に資料3、昨年実施されていまして原水の流量調査についてというところ、この結果を受けて、水道事業認可の変更について、県にまた提出をされました。その内容、先に説明をいただいておりますけども、資料3のところでございます。前の認可から変更になったというところの、資料3で説明をいただいたかと思っております。流量調査の結果ということでございますけど、この件についての質疑、またご意見を求めたいと思っております。

増田委員。

**増田委員** この表、寺口表流水1,000立方メートルが、滝ノ本池1,189立方メートル、括弧して、左側に、カウントされてない6月から9月、取水停止の分については、認可の数字から外れた数字になっているんですよね。この下の別所池、弥宮池、上池も。この表の見方が、6月から9月が取水停止時期であるからこの水量は見込んでないということは、6月から9月の段階でいうたらこういう原水の量やと。一番少ないということはないけども。それ以外、6月から9月以外の期間については、また違う数字が出てくるんですよね。この1,000立方メートルとか1,500立方メートル、中戸新池の1,500立方メートルとかはまた利用されるんですよね。見方、教えていただけますか。この表はあくまでも6月から9月の間の原水別調査ですよというこの認可なのか、そこのところをもう一度説明願えますか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成17年の事業認可の中で、さっきおっしゃっていただいた括弧、寺口表流水、柿本川の括弧、それから中戸新池、それからあと當麻地区の別所池・野田谷池とか、全部括弧表示になってますねけども、これにつきましては、あくまで予備水源という形で、ここの前回の認可の中では、新庄給水区域、それから當麻給水区域、それぞれ欄外として新庄地区の給水区域につきましては、平成31年まで使用し、平成32年以降は予備水源、別途表示あります。

當麻地区につきましても、當麻地区の取水量につきましては、平成21年まで使用し、平成22年以降は予備水源という形になってますので、認可水道としては多分括弧書きということになってますので、認可水量としてはさっき記載されています新庄地区でしたら、括弧は除いた形の1,500立方メートル、それ以外はあと深井戸、それから県水という形になっていてということで、予備水源という形なのでカウントはされてないと認識しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** まるで外国語で聞いているような感じするんです。予備水源ね。もう一回聞きます。

6月から9月の間は取り水をしてないので、そのときの数字、要するにここから取水してない時期の数字、一番少ないというのかな、を基に割合を出してるんだと。6月から9月以外のシーズンはこの1日1,000立方メートル、1,500立方メートルというのは取水してるんですよね。6月から9月はしていないということは、それ以外は利用しているんですよね。その予備水源という日本語が、私、国語辞典に載ってないので分からないんですけども、もう一度、予備水源とは何ぞやというの、そこから教えていただけますか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

あくまで、当時の事業認可の変更の予備水源になっている理由は、私には分かっておりませんねけども、予備水源につきましては、この寺口表流水、それから中戸新池につきましては、取水としての量が結局その以前、それぞれの以前、例えば寺口表流水、以前の認可の、旧新庄町の場合でしたら、それまでの認可につきましては、寺口表流水は1,000立方メート

ルの取水できますという表示になっています。南藤井表流水につきましても、この時点では1,000立方メートルの表流水が取水できるようになっていますが、合併時点でその変更認可を申請したときに、県のほうから県水の受水割合も含めた形になって、これが実際に調べられたかどうか分かりませんが、6月から9月が要するに農業用として使っておられるということで、取水停止という形で表示された。これもあくまでその当時の、あくまでこの表にいた推測で、形になっておりますので、主なこういった変更になった理由が、そこら、当時の資料とか見ても、当時の認可変更を見ないと分からない状況でございます。申し訳ございません。

**藤井本委員長** 今、予備水源とはなんですかという質問で、予備水源という言葉がこのときにあったのか、今、福森課長が分からないと、福森課長が使われた言葉なのか、予備水源とは何ぞやと聞かれたわけなので、そこはずれていると思います。そこだけ教えてください。予備水源は今、勝手に使った言葉なのか。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑です。括弧書きで示されている水路につきましては、備考欄記載のとおり、6月から9月は取水できない水量であるというところで、あと、夏場を除いたときには取れるということですので、安定水利権としては認められないけども、その場合、予備的な意味として取水することは可能であるという意味合いで予備水源と呼ばれているのであろうと推察されます。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 分かりました。一番最低のところを取った数字でこれでしたという認可を取ったと、こういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** これは変更認可をされたということによろしいですね。申請はもうされたと。それで、申請が下りているのかどうか、この点について確認をします。これが1つです。

それから2つ目ですけれども、ここにある変更認可のほうですけれども、県営水道、新庄給水区域と當麻給水区域の県営水道の取水量、1日当たりの取水量、これ、合計したものは現状の、今葛城市の水道で県営水道は取水してますけども、それと比べてどんなもんなんですか。認可する数字と実態、これはどうなっているのか、2つお聞きします。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの谷原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

提出につきましては、令和5年3月28日に変更認可申請書を提出しております。その中で、さっきも示していただいた中で、南接合井につきましては、これは河川に当たる分で、今、水資源政策課と河川整備課が協議をされております。これが、要するに変更認可の中で認められるかどうか、今、まだ返事が返ってきてないので、今審査中ということになりますので、これがそのまま認められれば、現状の変更認可という形で、数量でいきましたけど、こ

れが河川とかで、取水というか、水利権の話になります。それが認められなければ、県水の割合が若干、使用量としては一番、給水量としては2番目に少ないですけども、それによってちょっと影響が出てくる可能性がございます。

さっき説明させていただいたように、県水の受水量につきましては、その認可変更に伴う分といたしましては、一番下の記載、これはあくまで予定の水量ですけども、認可の数字といたしまして、全体として原水取水量は1万506立方メートルで、県水取水量が日に3,562立方メートルということで、そこに記載させていただいていますように25.32%という形になっております。今までの水位では、令和3年度につきましては、大体二十二、三%が県水で残りの77%から78%が自己水という形の割合で、年によっていろんな状況ありますけども、それで推移してきた経緯がございます。

**谷原副委員長** 現状で量はどんなもんですか。

**福森水道課長** 全体としては、100万立方メートルを超える分でしたら、自己水が約350万立方メートルと、県水が約100万立方メートルという形で今までは推移はしておりました。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** ちょっと補足させていただきますと、一番下のところに県水取水量3,562立方メートル/日ですので、これに単純に365日掛けますと、130万立方メートルになります。去年までは若干少ない水量で申込みをしておりましたが、今年度、当初予算に上げさせていただいた数字が127万立方メートルですので、ほぼほぼニアリーな数字になってきておるところではございます。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 認可変更ということですので、これ、もう1個お聞きしたいんですけど、認可した県水の取水量が、これで認可していただくということでもいいんですかね。僕これ、そういう理解でいいかどうかよく分かってないんですけど、つまり認可して申請した以上、県水を受水することはできるのかできないのか、これ、ちょっとお聞きしたいんです。つまり、認可出しました。それで、これで葛城市は認めてくださいと。認可した県水の取水量はここで書いてありますので、大体年間130万立方メートル、これで認可していただきました。年によっては渇水のときがある。そしたら、それ、認可でこれしか認めてない。そこら辺はどうなんですか。認可は認可、実際は実際ということになるのか、そこだけお願いいたします。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの谷原副委員長のご質問にお答えいたします。

この認可水量につきましては、7月から9月が制限という形になっておりますので、制限水量という形になってますので、それに伴って、量についてはこの認可変更は関係なしに、7月から9月の制限水量、それが最大の水量で、7月から9月、それを超えるとペナルティーになりますので、今のところは企業団になった場合には分かりません。今のところは、その水量を超えた場合にはペナルティーになりますけど、それ以内であれば、この認可水量には関係なく受水はできると認識しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかに質問、ご意見。

奥本委員。

**奥本委員** 今のお答えのところで、ペナルティーになるということは、このペナルティーってどういうことか。料金が超えたら上がるということでもいいんですか、県のほう。これが幾らになるかは事業団でまた決められると思うので、そのペナルティーというところが今よく分からなかったもので、どういうペナルティーがかかるんですか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問に答えさせていただきます。

7月から9月はどの自治体も水が要る時期ということになってますので、7月から9月は申込み水量の割合に応じて、それ以上取水ができないということになってますので、それ以外の月につきましては、15万立方メートルだろうが20万立方メートルだろうが、それはありませんけど、夏場の時期だけはそういう県のほうで、水道局で設定されておりますので、それに基づいて出てきますので、それを超えた分に対しましては、金額は受水以外の金額で支払いが増えるということになっております。

今後の企業団につきましては、その7月から9月のその受水のペナルティーについては、まだそこまでは設定は聞いておりません。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 私の理解、よく分からなかった。要は、それを超えた場合のペナルティーというのは、もうこれ以上水使わせませんよというのではなく、単に料金が上がるということだけでいいんですよね。分かりました。

**藤井本委員長** ちゃんと教えてください。

福森課長。

**福森水道課長** もう一回答弁させていただきます。

おっしゃったとおり、料金が新たに加算されるということでございます。

**藤井本委員長** ペナルティーという意味はそういうことですね。

ほかに。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようでございますので、調査案件(1)水道事業に関する事項については以上といたします。

本日の調査案件は以上であります。

ここでお諮りをいたします。

令和2年3月に設置いたしました本特別委員会の調査について、これをもって終了し、報告書の作成に取りかかりたいと考えていますが、これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めさせていただきます。ご異議なしということでございますので、今

後につきましては、報告書の作成に取りかからさせていただきます。

作成いたしました報告書の案を確認していただく県域水道一体化調査特別委員会というものを開催し、できれば来月、6月定例会の会期中に報告書の承認をいただきたいと考えておりますので、委員皆様のご協力をお願いいたします。

そういうふうに進めるんですけども、議長、何かございませんか。

**梨本議長** ないです。

**藤井本委員長** ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんか。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもちまして県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

藤井本 浩